

一般廢棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横浜市中区山下町106番地

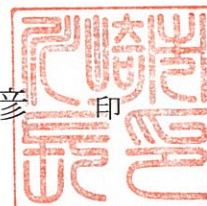
氏 名 武松商事 株式会社

代表取締役 金森 和哉 様

廢棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

平成26年9月30日

川崎市長 福田 紀彦 印



許可の年月日 平成26年10月1日

許可の有効期限 平成28年9月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を除く

(2) 制限

取り扱う一般廢棄物は事業活動に伴って生じたものに限る。

※食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品廢棄物等の収集運搬は、川崎市の焼却施設へ搬入する車両以外の専用車両で行うものに限る。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廢棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る）

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成26年10月1日 更新許可（7回）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。